

いのちを支える
平群町自殺対策計画
【第2期】

～誰も自殺に追い込まれることのない平群町を目指して～



令和7年3月
平群町

はじめに

わが国の自殺者数は、平成 10 年から年間 3 万人を超える深刻な状態でしたが、平成 22 年以降は減少を続けておりました。

しかし、令和 2 年から新型コロナウイルス感染症の流行において大きく環境が変化し社会全体で自殺者が増加し、多くの方が自ら命を絶つという深刻な事態が続いています。

国では平成 28 年 4 月に「改正自殺対策基本法」が施行されて、各市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられ、令和 4 年 10 月には「自殺総合対策大綱」が見直されました。

平群町におきましては、平成 31 年 3 月に「誰も自殺に追い込まれることのない平群町」を目指し、「いのちを支える平群町自殺対策行動計画」を策定し自殺対策を推進してまいりました。この度、計画期間の終了に伴い計画の評価・見直しをし、更に平群町に見合った計画に発展させるため「第 2 期 自殺対策行動計画」を策定しました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であるという事を念頭に置き、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やしていく事を本計画の趣旨とし、町民の皆様への啓発や庁内組織の関係機関・団体との連携を強化し、「自殺は防ぐことができる」という信念を共有しながら「いのちを支える」取組を進めてまいります。何卒この計画の趣旨をご理解いただきご支援ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画策定にあたり、貴重なご意見を賜りました関係各位、町民の皆様から感謝を申し上げます。

令和 7 年 3 月

平群町長

西脇洋貴

平群町自殺対策計画 目次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の時期と進行管理	2
4 計画の数値目標（自殺死亡率）	4
第2章 平群町の自殺の現状と課題	5
1 自殺の現状	5
2 住民アンケートの結果分析	10
3 これまでの取り組み	13
4 目標を達成するための評価指標と達成状況	13
5 今後の課題	15
第3章 いのちを支える自殺対策の取り組み	17
1 基本的な認識	17
2 基本理念	17
3 基本方針	17
4 基本施策	19
5 3つの重点施策	31
第4章 自殺対策の推進体制等	34
1 地域のネットワーク	34
2 関係機関や団体等の役割	34
3 主な評価指標	35
4 自殺対策の担当課	35
第5章 参考資料	36
1 自殺対策基本法	36
2 いのちを支える平群町自殺対策推進会議設置要綱	40
3 平群町健康づくり推進協議会設置および運営に関する要綱	41
4 平群町の主な相談窓口	43

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

自殺はその多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立など様々な社会的要因があることが知られています。

わが国は先進国の中でも恒常的に自殺死亡率が高いことから、平成18年に制定された自殺対策基本法を平成28年に改正し、各都道府県及び市町村は地域の実情に見合った自殺対策計画を策定することになりました。

このため、平群町として自殺対策計画を策定し、「生きることの包括的な支援」として、地域全体で自殺対策に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない平群町」の実現を目指しています。

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

新規・変更は下線・太字

- 平成18年に自殺対策基本法が成立
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき自殺対策を推進

現行：令和4年10月14日閣議決定
第3次：平成29年7月25日閣議決定
第2次：平成24年8月28日閣議決定
第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

✓自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす事を通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる。

阻害要因：過労・生活困窮・育児疲れ・介護疲れ・いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感・信頼できる人間関係・危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

✓自殺はその多くが追い込まれた末の死である

✓年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている

✓新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた対策の推進

✓地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. **自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する**

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. **女性の自殺対策を更に推進する**

第5 自殺対策の数値目標

✓誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、**当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。**
(平成27年:18.5⇒令和8年:13.0以下)※令和2年:16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村地域自殺対策計画」であり、国の自殺対策基本法の基本理念や「自殺総合対策大綱」の基本認識や方針を踏まえて策定します。また、奈良県自殺対策計画や平群町の「第6次総合計画」、「健康へぐり21計画」「平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画」等の関連計画との整合を図ります。

○関連する各種計画等の概要

	分類	計画名	年次	期間	担当課
平群町第6次総合計画 ↓ R14 まち未来推進課	地域福祉関連	障がい者計画	第5次	H3⇒R11	福祉課
		障がい者福祉計画	第7期	R3⇒R8	
		障がい児福祉計画	第3期	R3⇒R8	
		平群町介護保険事業計画 高齢者福祉計画	第9期	R6⇒R8	
		平群町地域福祉計画及び地域福祉活動計画	第2次	R5⇒R9	
		平群町子ども子育て支援事業計画	第2次	R2⇒R6	
	平群町子どもの未来応援計画	第1期	H29⇒R6		
	健康づくり関連	健康へぐり21計画	第3次	R7⇒R18	健康保険課
		へぐりのびのび子育てプラン	第3次	H29⇒R8	
		平群町食育推進計画	第3次	R2⇒R6	
	医療関連	平群町データヘルス計画	第3期	R6⇒R11	
	教育関連	平群町教育大綱	第2期	R4⇒R8	教育委員会
	男女平等関連	平群町男女共同参画プラン	第2次	H26⇒H6	総務防災課

3 計画の期間と進行管理

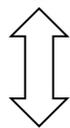
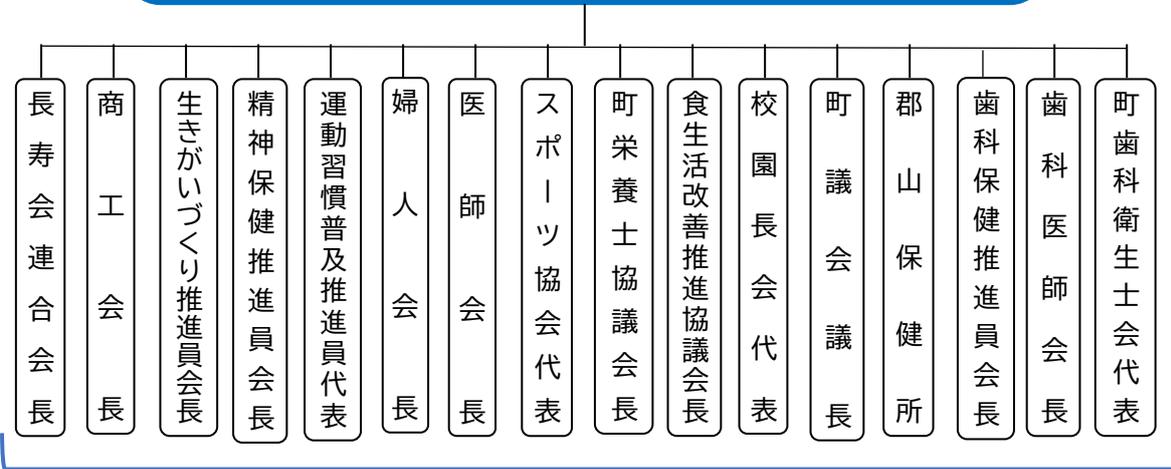
本計画は平成30年度に策定し、平成31年度から従来の事業に新たな視点を加えて実施しています。計画の評価・見直し時期は「健康へぐり21計画」に合わせて次回は令和12年度とします。尚、計画に沿った取り組みを実施・推進するためには、行政、各関係機関、住民団体などが連携・協力して取り組みを進める必要があることから、行政内に庁内の関係部局が横断的に参画する「いのちを支える平群町自殺対策推進会議」を設置します。また、町内の各関係機関、ヘルスボランティアなどの住民団体をつなぐ為、「平群町健康づくり推進協議会」が「健康へぐり21計画」と合わせて進行管理を行います。

○計画の実施スケジュール

H30	～	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
計画策定	計画実施		計画実施						計画実施						
		評価見直し	進行管理会議 1年度内1～2回						評価見直し	進行管理会議 1年度内1～2回					

○計画の推進体制

平群町健康づくり推進協議会
(企画・審議の総括：町の諮問機関)



連携



連絡調整

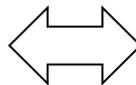
健康へぐり 21 計画
ヘルスボランティア



いのちを支える平群町自殺対策
推進会議

- 副町長
- 教育長
- 政策推進課長
- まち未来推進課長
- 総務防災課長
- 税務課長
- 住民生活課長
- 福祉課長
- 子ども支援課長
- 健康保険課長
- 観光産業課長
- 都市建設課長
- 上下水道課長
- 教育委員会総務課長
- 社会福祉協議会事務局長

協働



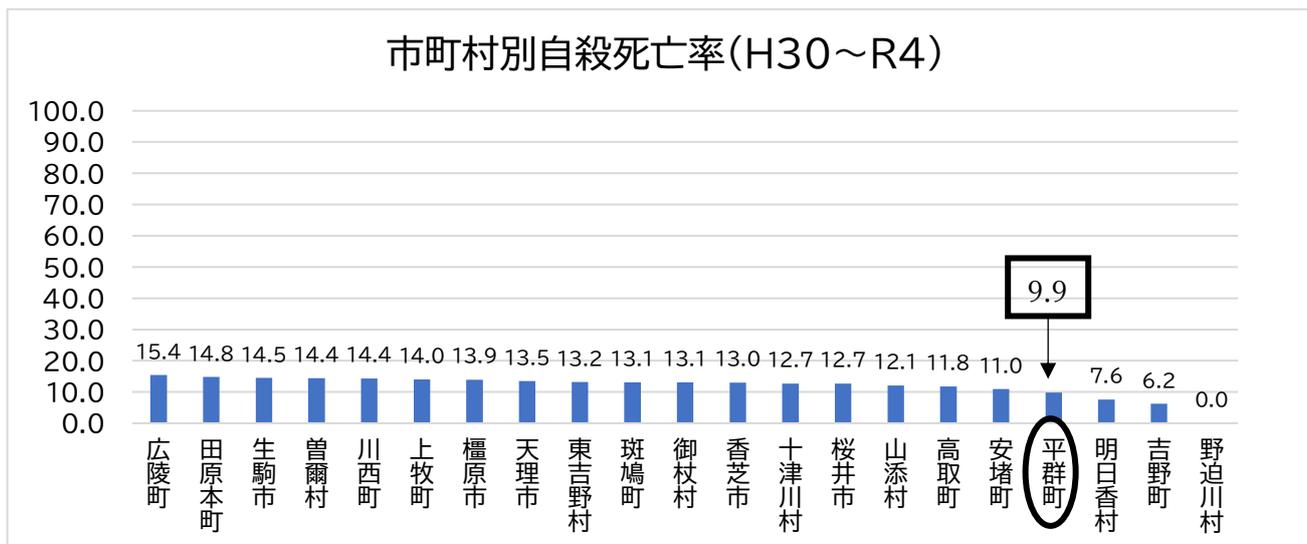
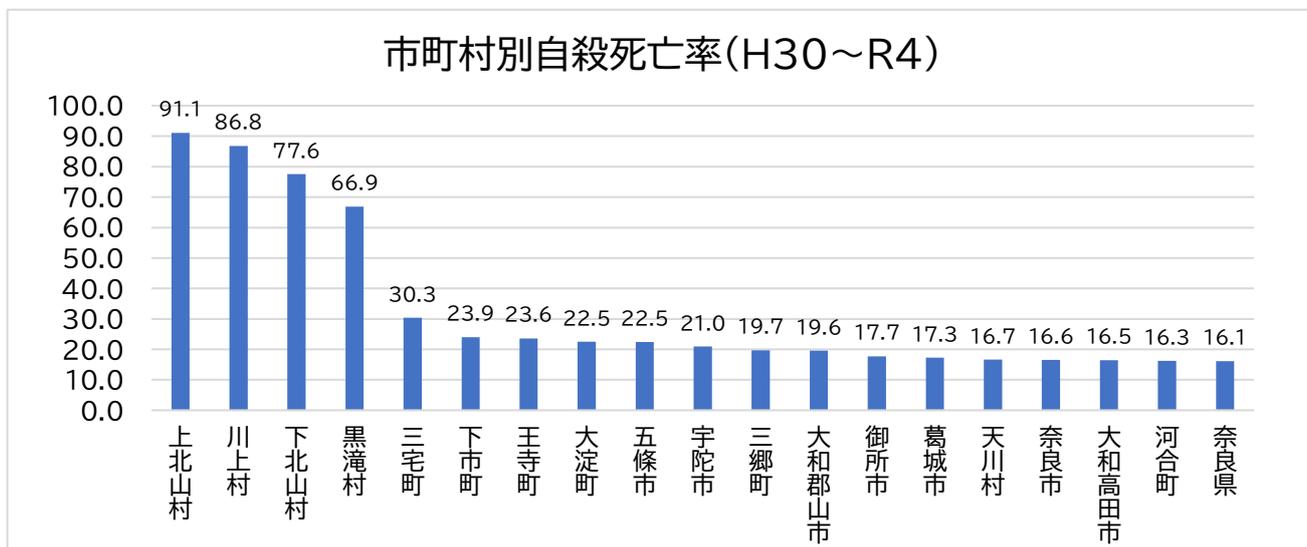
4 計画の数値目標（自殺死亡率）

自殺対策基本法において示されているとおり、自殺対策を通じて目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。その実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めるとともに、それらの取組がどのような効果を挙げているかといった検証も行っていく必要があります。

国は、「自殺総合対策大綱」において、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに人口10万人当たりの自殺者数（以下、「自殺死亡率」という）を、平成27年と比べて30%以上減少させ13.0以下にする数値目標を定めました。それを受け奈良県では、令和3年の自殺死亡率(15.7)に比べて40%減少させ、令和9年には9.5以下とする目標を定めました。

このような国や県の方針を踏まえながら、平群町としては、平成27年度(20.6)と比べ50%減少させ、令和12年には10.3(約2人)以下を維持する事を目指します。

○ 市町村別自殺死亡率（H30～R4）



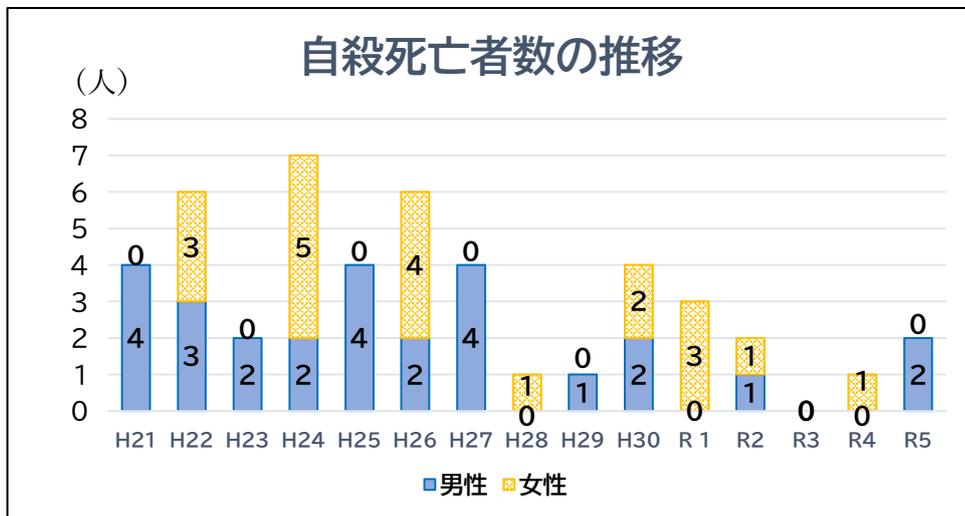
出典：奈良県精神保健福祉センター調べ・人口動態統計
 (死亡率：その地域の人口10万人当たりの年間自殺者数)

第2章 平群町の自殺の現状と課題

1 自殺の現状

(1) 自殺者数の推移

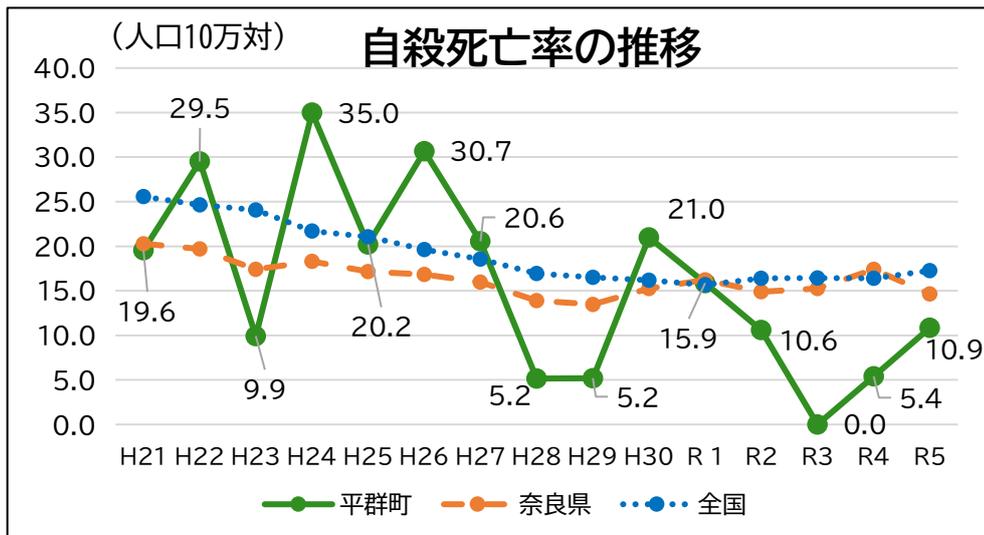
出典：警視庁自殺統計データより



平成 21 年から令和 5 年の 15 年間の間で 47 人の方が亡くなっておられます。男女別では男性 27 人(57.4%)、女性 20 人(42.6%)で、男性がやや多い状況です。

(2) 自殺死亡率の推移 (H21～R5 年)

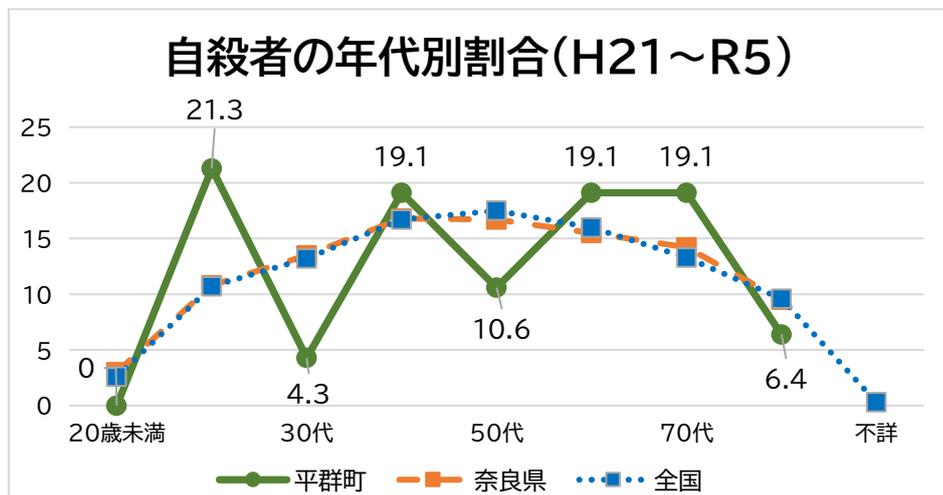
出典：警察庁自殺統計データより



平群町の自殺死亡率は、その年においてはばらつきはありますが、近年減少傾向にあります。国・県と比べると低くなっています。

(3) 自殺者の年代別割合 (H21～R5 年)

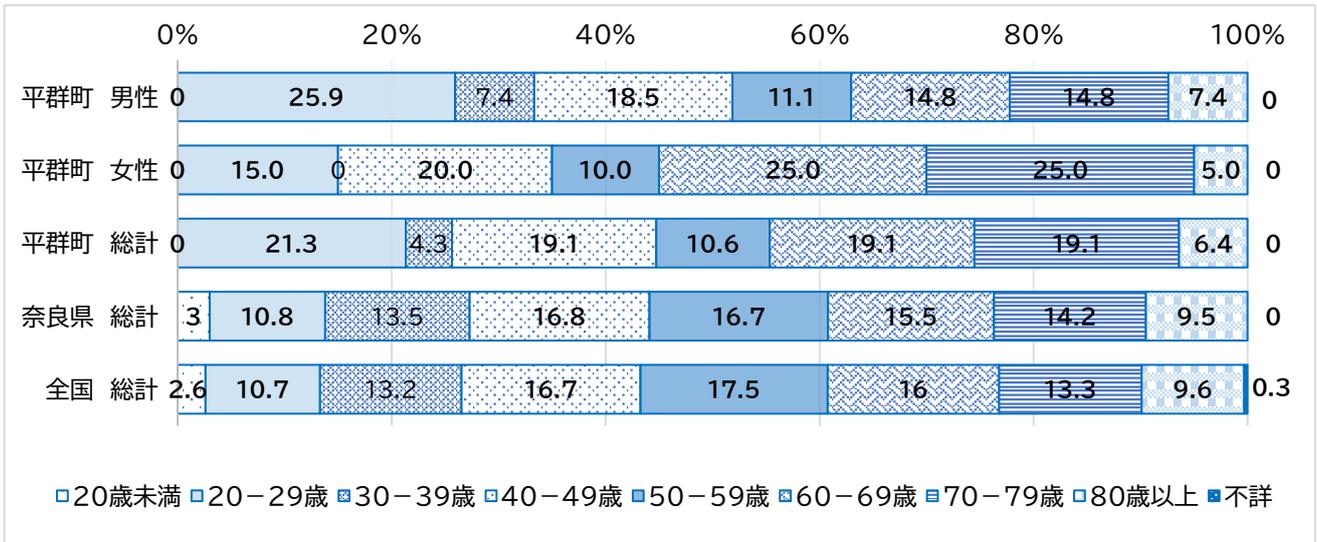
出典：警察庁自殺統計データより作成



自殺者の年代別割合は、平群町では 20 歳代が一番多く、次いで 40 歳代・60 歳代・70 歳代となっており、国・県を上回っています。国・県では 50 歳代が一番多くなっています。

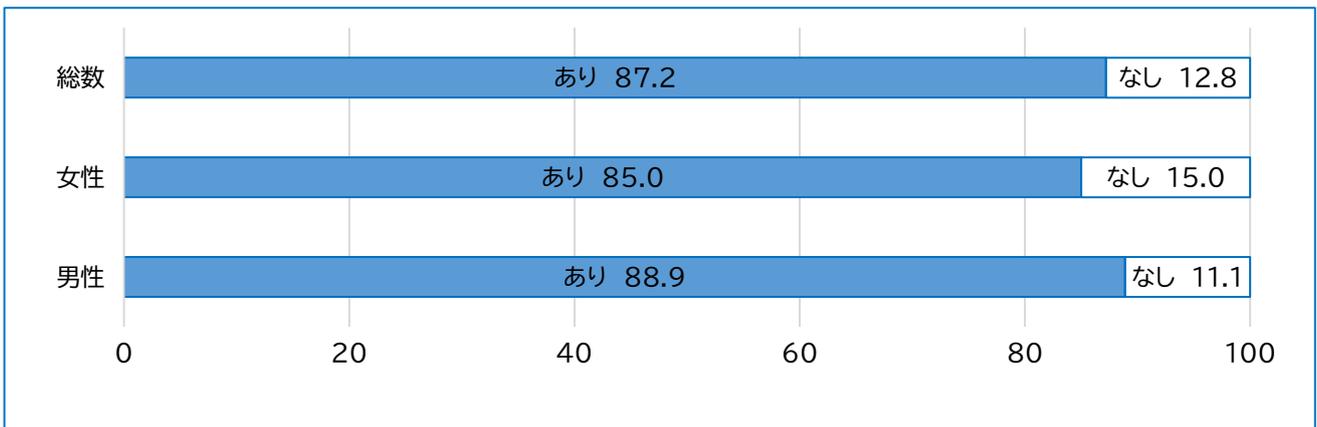
(4) 性別・年代別死亡割合比較 (H21～R5 計)

出典：警視庁統計データより作成



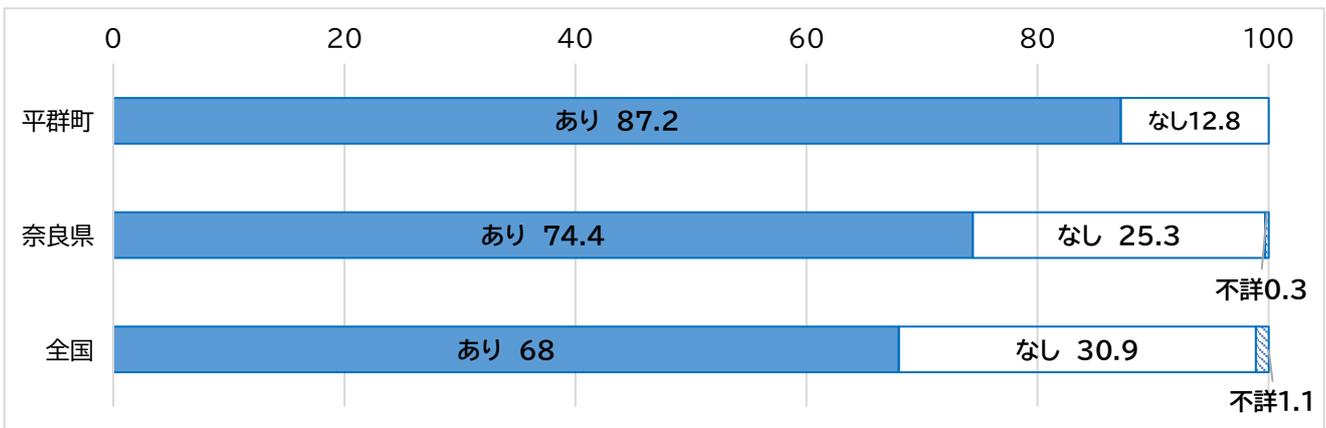
(5) 同居人の有無 (平群町 H21～R5 計)

出典：警視庁統計データより作成



(6) 同居人の有無の比較 (H21～R5 計)

出典：警視庁統計データより作成



当町の特徴として、同居人のいる人の自殺者が多いことが挙げられます。環境的に相談や異常の早期発見に結びつきやすいと思われる家族であってもこうした状況になり得ることを再認識する必要があります。

(7) ライフステージ別の死因

当町の平成30年から令和4年の5年間ににおける年齢別の死因をみると、「自殺」は30歳代が第2位、40歳代で第1位となっており、50歳代で3位となっています。

○年齢別の死因上位5位（平成30年から令和4年の5カ年合計）

年齢別死因	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
20歳未満	不慮の事故 その他の呼吸器疾患				
20歳代	不慮の事故				
30歳代	悪性新生物	自殺（25%） 心疾患			
40歳代	自殺（14.3%）・悪性新生物・心疾患・脳血管疾患・不慮の事故 ヘルニア及び腸閉塞・その他外因（全て同率）				
50歳代	悪性新生物	心疾患	自殺（7.7%）・脳血管疾患・肝疾患		
60歳代	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患 大動脈瘤及び解離		不慮の事故 肝疾患 パーキンソン病
70歳代	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	その他の 呼吸器疾患	不慮の事故 肺炎
80歳以上	悪性新生物	心疾患	その他の 呼吸器疾患	肺炎	老衰
90歳以上	老衰	心疾患	悪性新生物	肺炎	脳血管疾患

出典：奈良県人口動態統計 市町村別死因内訳より作成

(8) 平群町における自殺リスクが高い対象群

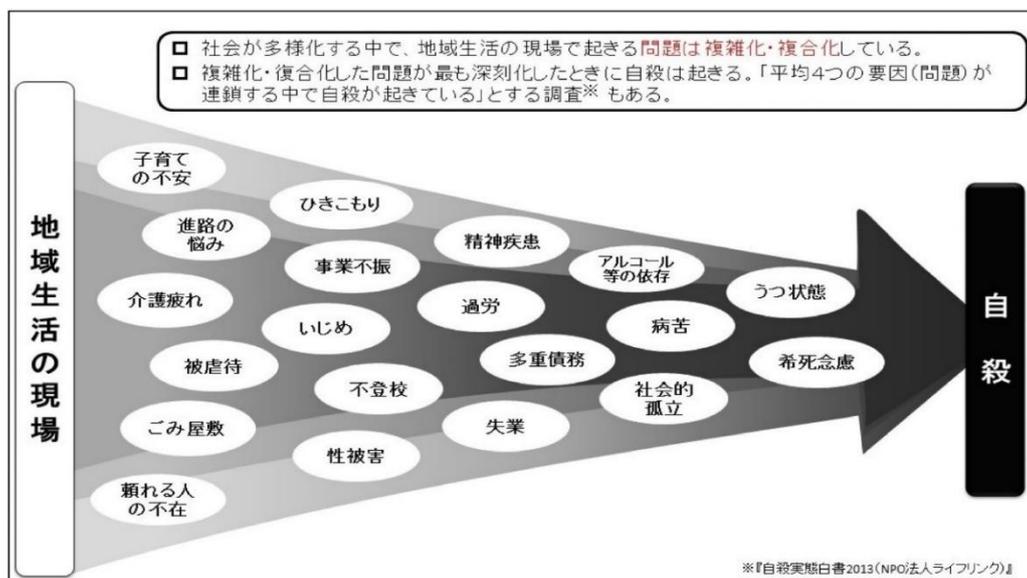
当町のR1年～R5年の自殺者の5年間の累計について、性別・年齢・職業・同居人の有無による自殺者数や自殺死亡率を比較すると、自殺者が最も多い区分が「女性・60以上・無職者・同居」であり、次いで「男性・20～39歳・有職者・独居」、次いで「男性・40～59歳・有職者・独居」、「女性・20～39歳・無職者・同居」、「男性・20～39歳・有職者・同居」と続きます。

①主な自殺の特徴 R1～R5（5年間） 合計8人（男性3人、女性5人）より

上位5区分	自殺者数(人)	割合(%)	自殺率(人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:女性60歳以上 無職同居	4	50.0	25.0	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位:男性20～39歳 有職独居	1	12.5	339.8	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺 ②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
3位:男性40～59歳 有職独居	1	12.5	149.2	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
4位:女性20～39歳 無職同居	1	12.5	36.0	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
5位:男性20～39歳 有職同居	1	12.5	22.2	職場の人間関係/仕事の悩み→パワハラ+過労→うつ状態→自殺

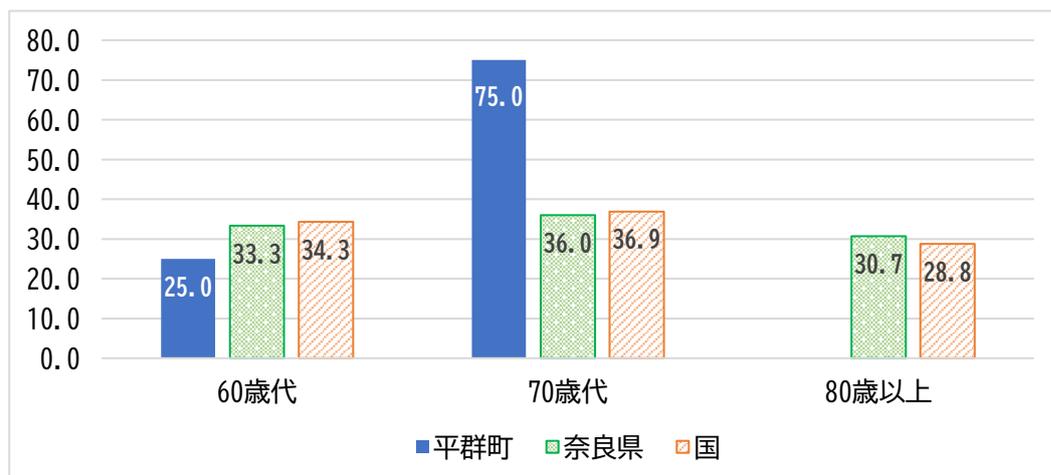
出典：地域自殺対策プロファイル

直接的な要因としては「うつ状態」が最も多いものの、その状態に至るまでに複数の要因が存在し、複雑に連鎖しています。当事者がなんらかのサインを発している時期や相談場面を逃すことなく周りの人が自殺予防の知識を持って対応すること、リスクとなる要因を常に認識し対応することが非常に有効な予防対策となります。



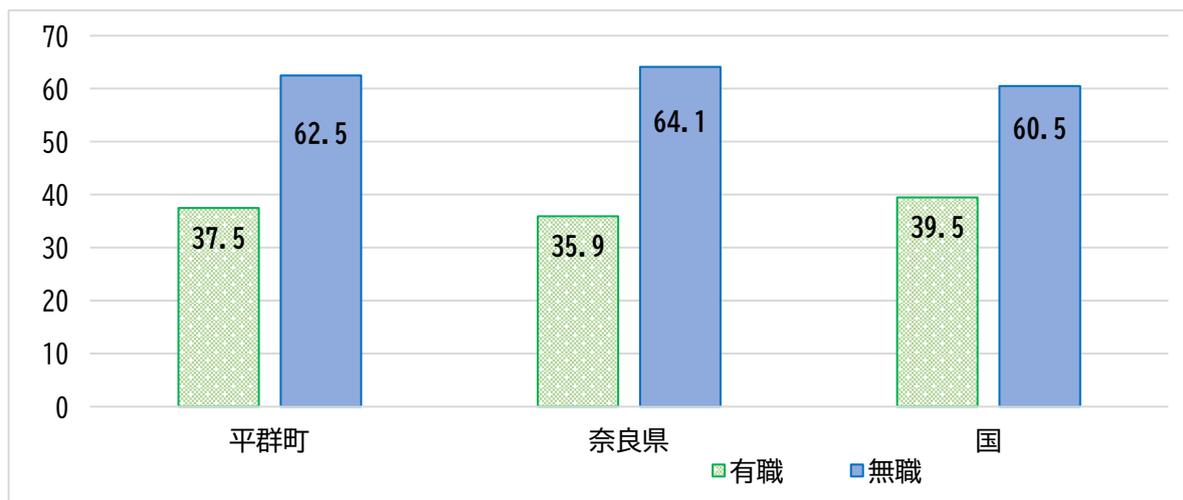
自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料「市町村自殺対策計画策定の手引」より引用）

② 60歳以上の自殺者の割合比較（R1～R5計） 出典：地域自殺実態プロファイルより作成



平群町では令和元年から令和5年までの5年間で、60歳以上の自殺者は全体の50%となっており、60歳代・70歳代の女性となっています。国・県と比べ、70歳代が突出して高くなっています。

③ 職業別の自殺の内訳（R1～R5計） 出典：地域自殺実態プロファイルより作成



当町の自殺の原因や動機については、健康問題が50.0%で最も高く、次いで勤務問題、家庭問題、経済生活問題となっています。勤務問題は男性のみであり、健康問題や家庭問題は女性となっています。また、全体的に、有職者より無職者の方が自殺割合は高くなっています。

2 住民アンケートの結果分析

当町では、平成 25 年 4 月に策定された「健康へぐり 21 計画」の中に 8 つの健康課題を示し、その中の「休養・こころの健康」のスローガンは「ストレスに負けない元気なこころをつくろう！」としています。平成 23 年策定当初と平成 29 年中間評価及び令和 4 年の最終評価のアンケート結果との比較結果は以下の通りです。

【アンケートの実施方法】

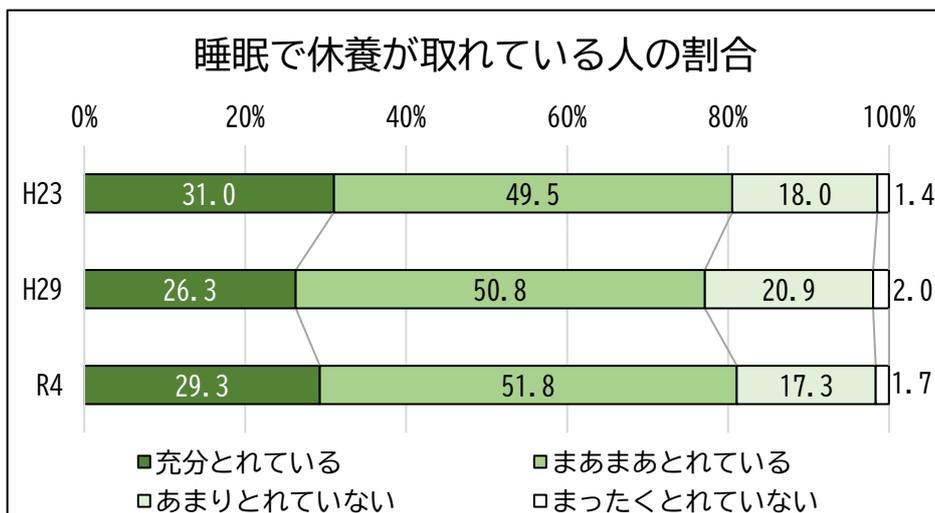
プリズムへぐりで行う集団検診、コロナワクチン集団接種、教室やイベントで実施。その他、小中学校やこども園の保護者にも配布し先生を通じて回収した。

【実施時期】 令和 4 年 8 月～11 月まで。

【有効回答数】 20 歳以上の住民 1,880 名

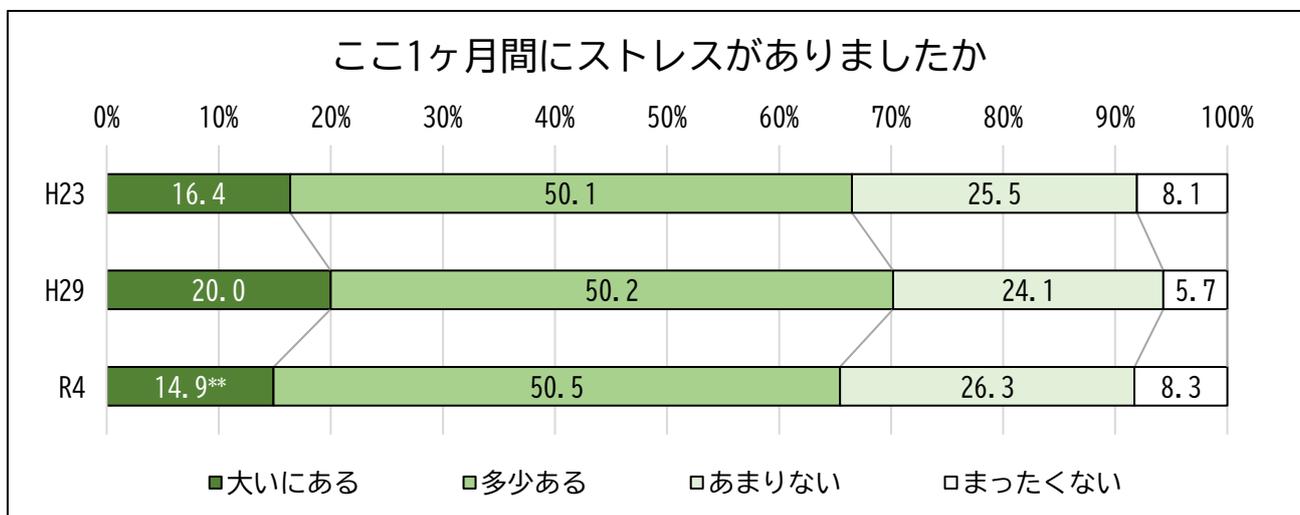
【質問項目】 50 項目の中で「休養・こころの健康に関する調査項目」の項目があり、この中で問 12～15 の 4 項目

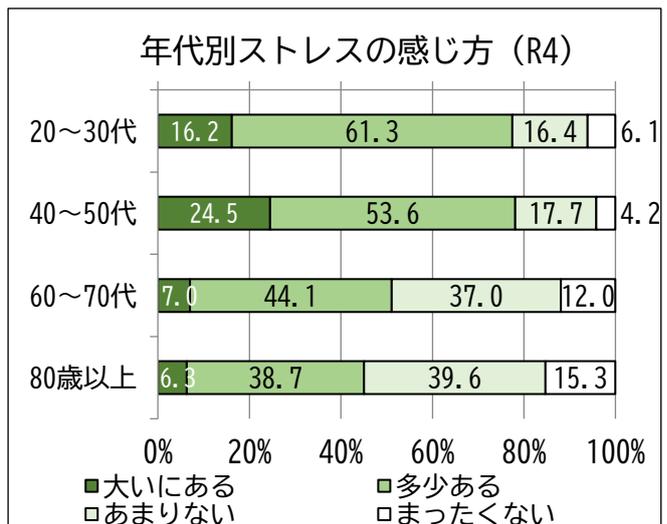
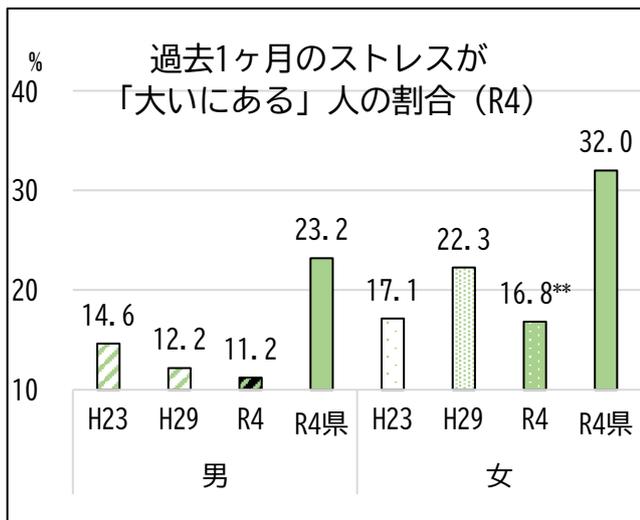
【問 12 最近、1 ヶ月間、睡眠で休養がとれていますか。】



平成 23 年に比べ令和 4 年はほとんど変化がありませんでした。充分とれている人は 3 割程度となっているが、まあまあとれている人の割合を合わせると 8 割となりました。

【問 13 ここ 1 ヶ月間に、不満、悩み、苦勞などによるストレスがありましたか。】



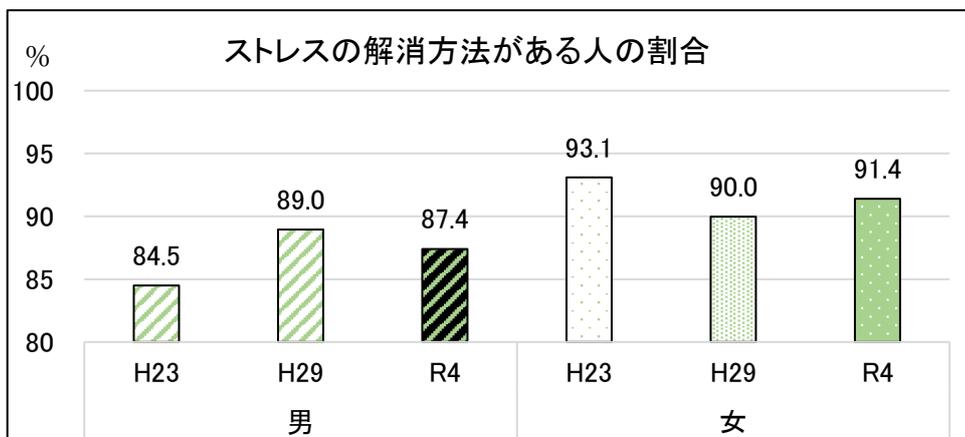


過去1ヶ月にストレスを感じたことが「大いにある」人は平成23年に比べ令和4年は減少しました。

性別では、ストレスが大いにある人は男性より女性の方が多く、奈良県と比較すると、男女とも平群町は低くなっています。

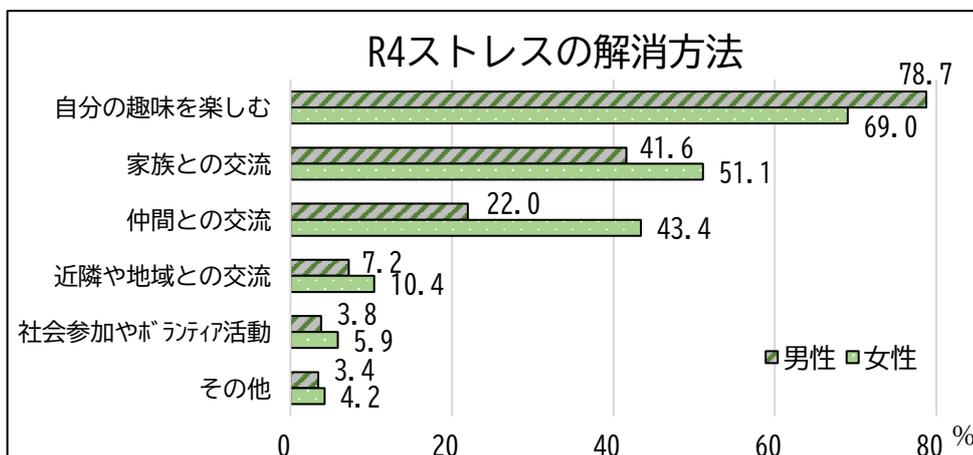
年代別では、ストレスが大いにある人は、40～50歳代が最も多く、次いで20～30歳代となっています。

【問14 ストレスの解消方法がありますか。】

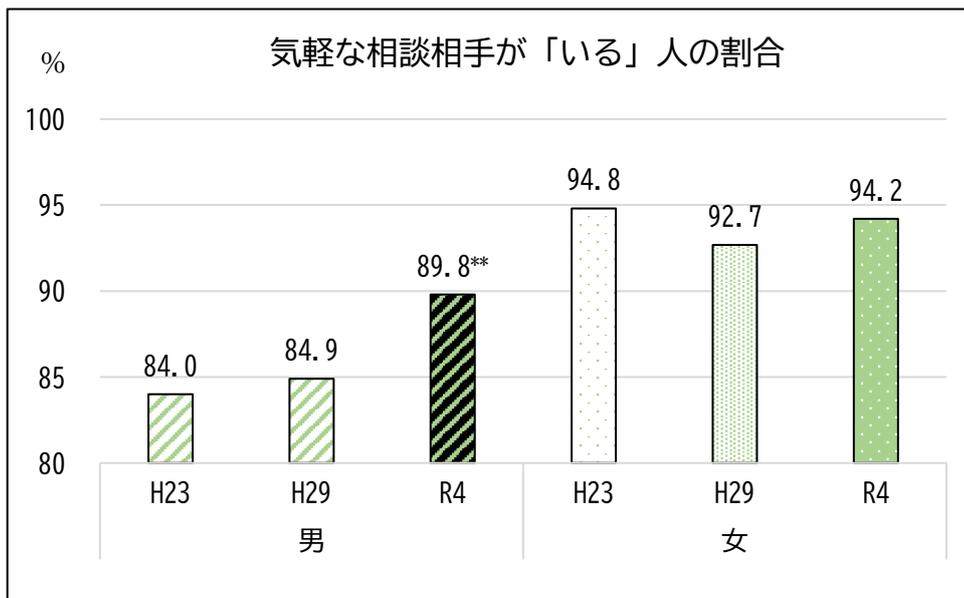


ストレスの解消方法がある人は、平成23年度と比較すると、男性は84.5%から87.4%と増加し、女性は93.1%から91.4%と減少しました。

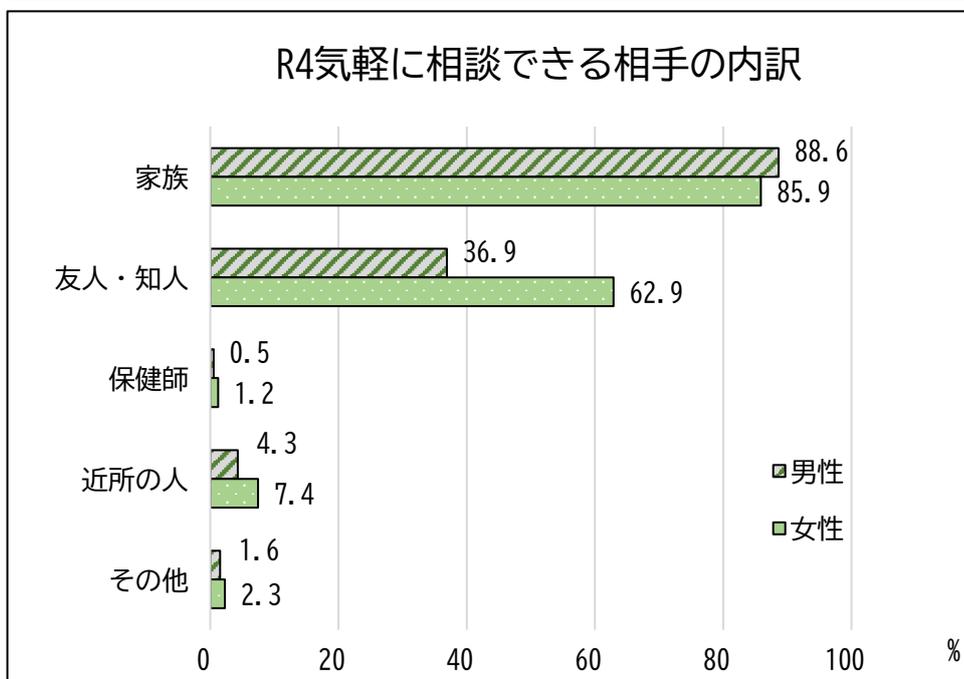
【問15 気軽に相談できる相手がありますか。(あてはまるもの)】



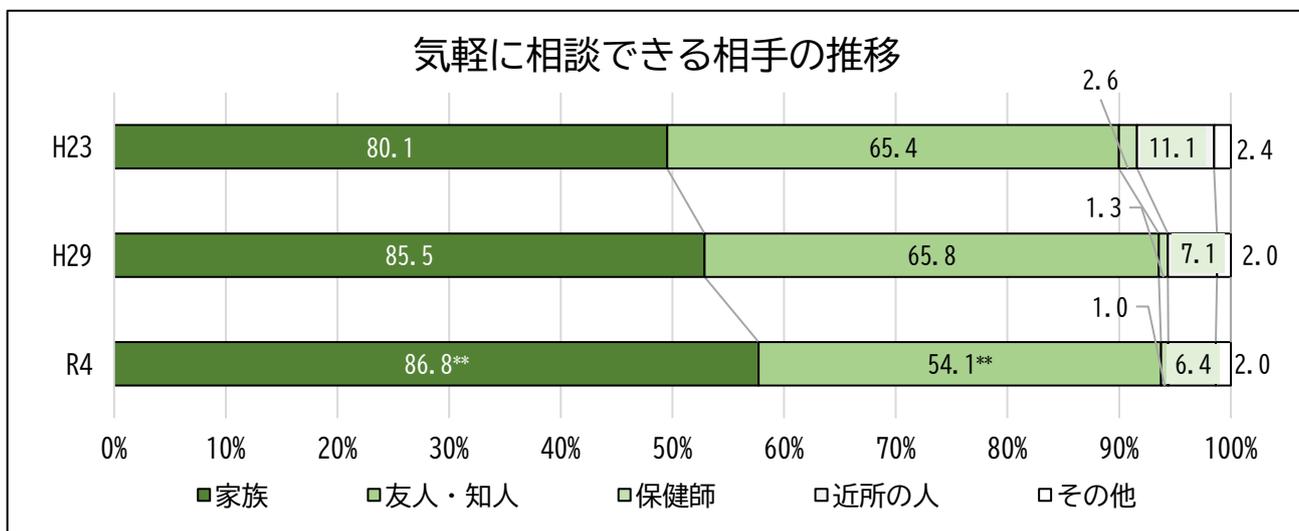
性別でのストレス解消方法では、「自分の趣味を楽しむ」は男性の方が高く、「家族との交流」や「仲間との交流」が女性の方が高くなっています。



男性は 84.0% から 89.8% に有意に増加し
 女性は 94.8% から 94.2% と横ばいとなっています。
 相談相手がいる人は、全体的に男性より女性の方が多くなっています。



性別では、相談相手の内訳で最も多いのは男女共に「家族」ですが、「友人・知人」は男性よりも女性は約2倍多くなっています。
 経年比較すると、「家族」が 80.1% から 86.8% に有意に増加し、「友人・知人」が 65.4% から 54.1% に有意に減少しています。
 感染症の流行を含め、社会的背景の影響が考えられます。



3 これまでの取り組み

①地域におけるネットワークの強化

- ・いのちを支える平群町自殺対策推進会議にて庁内連携を図り、計画の進捗管理を行うことで、自殺対策の視点を盛り込んだ庁内組織の計画を立案
- ・地域のネットワーク強化支援

②自殺対策を支える人材の育成

- ・ゲートキーパー研修の実施（町職員・各団体組織・一般住民）
- ・住民を支えるボランティアの育成やサポート

③町民への啓発と周知

- ・自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に、広報の掲載やポスター・チラシの掲示・リーフレットの配布等で住民に周知・啓発を図る。
- ・町内街宣活動（ここぱと）
- ・出前講座の実施

④生きることの促進要因への支援

- ・メンタルヘルスチェックの実施
- ・茶話会や小地域ネットワーク等（居場所づくりや相談）の定期開催
- ・配食やふれあい収集、地域支え合い推進員等による見守り
- ・法律や人権・メンタルヘルス相談などの相談事業の実施
- ・生活困窮者への支援の実施
- ・子育て支援の実施
- ・高齢者支援の実施

⑤児童生徒の SOS の出し方に関する教育

- ・SOS の出し方教育の実施
- ・いじめ対策・相談の実施
- ・不登校児童への支援
- ・チラシやポスターなどを利用した人権教育の実施

4 目標を達成するための評価指標と達成状況

第1期計画の取組に対し、概ね目標は達成されています。しかし、コロナウイルスの感染拡大により、ゲートキーパー研修の開始が遅れ、人材育成が目標に届いておらず、目標が達成されませんでした。今後も引き続きゲートキーパー研修を実施し、人材育成を強化していく必要があります。

自殺死亡率（人口10万対）に関しては、平成30年から令和4年の5年間の自殺死亡率は9.9となり、目標の20.5を大きく下回り目標を達成することが出来ました。

主な施策分野	指標の内容	現状値 (2019)	目標値 (2022)	実績 (2023)	達成 状況
基本パッケージ					
ネットワーク の強化	平群町健康づくり 推進協議会開催数	1回	年間各1回 以上	年1回	○
	いのちを支える 平群町自殺対策推進 会議開催数	1回		年1回	○
人材の育成	ゲートキーパー研修 (各種団体の役員等)	未実施	60人以上	2022年度から実施 各団体の役員等 60人 一般住民 21人	○
	町職員のゲートキー パー養成者数(非常 勤を除く)	未把握	全職員 の 80%以上	2022年度から実施 実36人(19%)	×
住民への啓発 と周知	広報・町ホームペー ジ・フェイスブック・ ポスター・チラシ	随時	年間各2回 以上	広報年2回・ポスター・自治 会回覧年1回・街頭啓発年1 回・ここぱと月1回	○
生きることの 促進要因への 支援	庁内相談窓口の啓発	未実施	2019年度 より実施	福祉こども課・文化センタ ー・地域包括支援センター・ かしの木荘・道の駅にチラシ を設置	○
SOSの 出し方教育	学校ボランティアへ のゲートキーパー研 修	未実施	2020年度 より開始	・学校ボランティアへゲー トキーパー研修を案内 ・全ての小中学校で SOS の 出し方教育を実施	○
重点施策					
高齢者	民生委員や地域支え 合い推進員による安 否確認	19自治会 で実施	全自治会 での活動	27自治体で実施	○
生活困窮者	フードレスキュー事 業	未実施	実施の継続	フードレスキュー事業の 継続実施	○
勤務・経営	勤労者向けメンタル ヘルス研修	実施	2回以上	商工会へゲートキーパー研 修の案内(1回) 受講者2名	×
その他					
自殺死亡率 (10万対比)	平群町の自殺死亡率	H24~H28 25.4	H30~R4 20.5	H30~R4 9.9	○

5 今後の課題

本町では「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し5つの基本施策である「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「住民への啓発と周知」「生きることの促進要因への支援」「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」を進めてきました。

そのため、自殺死亡率は大きく減少し目標を達成しましたが、まだ年間1人～3人の方が自ら命を絶っており、状況は深刻でさらなる対策が求められています。

自殺の現状、背景や原因、対策の対象を明確にし、様々な関係機関との連携のもと、地域の実情に応じた施策を推進する必要があります。より良い平群町の実現に向けて、本町の取り組むべき課題について以下の通りです。

①こども・若者への対策

平群町では平成21年から令和5年で19歳以下の自殺者数は0人でした。しかし、全国的にみると小中高生の自殺者数は増加しており、平群町でも子供の自殺対策を強化していく必要があります。

この時期はいじめや虐待、進学や就職など心に影響を受ける要因も多く、心の危機にさらされることもある時期です。この時期における自殺予防の取り組みは、その後の人生において直面する問題に対応する力を身に付けることにつながる重要な取り組みと考えます。このため、学校や行政、家庭、地域など関係機関の重層的な関わりが求められます。

②女性への対策

令和元年から令和5年の5年間の自殺の特徴で見ると、平群町では男性より女性の方が自殺者数が多く、年代は60歳以上の主婦層で、背景にある主な自殺の危険経路は「病苦」となっています。アンケートによる「ストレスの解消法がある人の割合」や「気軽に相談相手がいる人の割合」は男性より女性の方が多いのにもかかわらず、「過去1ヶ月のストレスが大いにある」人の割合が男性に比べ女性の方が高く、病気や家庭内の事に関しては相談しにくい状況であることも考えられます。自殺になりうる様々な要因に対し、女性への対策を講じていく必要があります。

③健康問題や様々な問題に起因する自殺への対策

平群町の主な自殺の特徴を見ると、背景にある主な自殺の危機経路は、「健康問題」が原因となっており、続いて「就労問題」で、その結果「うつ状態」に至っている状況です。

うつ病等の精神疾患は様々な生活上のストレスや出来事が累積した結果でもあると思われるため、心の悩みの原因となる経済・生活問題等の複合する問題に対する包括的な取り組みも求められていることから、家庭、地域、民間団体、行政による気づきや見守り・声掛けなどを行うことで、自殺に追い込まれようとしている人を早期に発見し支援していく必要があります。

④高齢者への対策

平群町の60歳以上の自殺者割合は国・県に比べ高くなっています。また、平群町の高齢化率は39.0%（令和6年4月時点）と高く、高齢者に対する対策が必要となっています。高齢者は、退職や収入の減少や体調の変化、社会的役割の変化など、体調や環境の変化が大きくストレスを抱えることが多くなります。

高齢者が孤立しないよう、医療機関や地域・関係機関と連携しながら生きがいを持って安心して暮らすことのできる社会の実現が求められています。

第3章 いのちを支える自殺対策の取組

1. 基本認識

当町における自殺対策は、自殺総合対策大綱及び奈良県自殺対策計画に準じ、町の自殺の現状と課題等を踏まえ、次のような基本認識のもと取り組みます。

① 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

このような様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたり、正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。

このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということを認識する必要があります。

② 自殺を考えている人は、悩みながらもサインを発している。

例え自殺を考えていても、その意志が固まっている人はまれであり、多くの場合心の中では「生きたい」という気持ちとの間で、死の瞬間まで激しく揺れ動いており、「死にたい」は死ぬほどつらい苦境を表現するものです。その結果、不眠・原因不明の体調不良・自殺をほのめかす言動等、自殺の危機を示すサイン（予兆）を発している場合が多いとされています。また、家庭・学校・職場・地域から孤立したときに自殺が発生する恐れが高くなる為、家族や職場の同僚などの身近な人が自殺のサインに気づき自殺予防につなげていく事が必要です。

2. 基本理念

全庁的連携のもと、関係機関・団体との連携を図りながら、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて社会全体の自殺リスクを低下させ、『誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現』を目指していきます。

3. 基本方針

① 生きることの包括的な支援として推進

一人ひとりの生活を守る自殺対策として、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らす取組とともに、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やす取組を行うことで、自殺リスクを低下させる方向で推進する「生きることの包括的な支援」として取り組んでいきます。

② 関係施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。

このような包括的な取り組みを実施するために、様々な分野の施策、人々や組織で密接に連携していきます。

自殺の要因となりえる、孤独・孤立・生活困窮・児童虐待・性暴力被害・ひきこもり・性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取り組みが展開されており、そうした様々な分野の支援者が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有していきます。

③ 対応段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

社会全体の自殺リスクを下げる方向で、「対人レベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」それぞれにおいて総合的に推進していきます。

また、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危機に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合などにおける「事後対応」、それぞれにおいて施策を講じていきます。

加えて、「自殺の事前対応のさらに前段階の取り組み」として学校において児童生徒等を対象とした「SOSの出し方に関する教育」を推進していきます。

④ 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということ地域全体の共通認識となるように普及啓発していきます。

また、住民一人ひとりが自殺を考えている身近な人のサインに気づき・聴き・専門機関につなげ・見守っていけるよう、広報活動や教育活動等を行っていきます。

⑤ 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携して自殺対策を総合的に推進する必要があります。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で相互の連携・協働の仕組みを構築していきます。

⑥ 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

自殺対策に関わるものは自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを認識して自殺対策に取り組みます。

4. 基本施策

全ての市町村が共通して取り組む必要があるとされている、地域で自殺対策を進める上で欠かすことができない「地域自殺対策政策パッケージ」における5つの取組は以下のとおりです。

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係者が連携、協力して、実効性ある施策を推進していくことが大変重要となります。このため、自殺対策の視点を庁内組織の計画に盛り込み、関係機関・団体との連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

事業名	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当課
校園連携事業	こども園、小学校、中学校間で連携し、スムーズな移行を図るとともに、希望や目標をもって各学校に入学し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できる児童生徒を育てることを目的とし、こども園、小学校、中学校間で、児童生徒の家族の状況等も含めて情報を共有できれば、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することができる。	教育委員会 総務課 こども支援課
大綱の策定	子ども・若者の自殺対策に関する内容を「教育大綱」にも反映させることにより、より実効性を高めることができる。	教育委員会 総務課
自主防災連絡協議会関連事業	生涯にわたって安心安全に暮らせるまちづくりを推進するため、セーフコミュニティの取組の全庁的な展開を図るとともに、取組の評価・検証を行う。 自殺対策は、自殺に追い込まれない地域社会の構築を目指すものであり、地域住民の生命と暮らしを守るという点において、セーフコミュニティの理念につながるものであり、当該事業の枠内において、関係機関との連携強化や、各種取組の全庁的な展開等を図ることにより、自殺対策の基盤を更に強化できる。	総務防災課
土木管理に関する事務(ホームレス実態調査)	道路及び河川使用の適正化指導に関する事務(自殺リスクの高いホームレスへの対応等) 様々な関係機関の職員が一緒に巡回し必要な支援を提供するなど、自殺リスクの高い層にアウトリーチするための施策としても重要である。	都市建設課
子ども・子育て計画	1. 計画(子ども・子育て計画)の推進 ・ 推進検討委員会等の運営(庁舎内会議・外部会議)の開催 ・ 子ども・子育て計画と自殺対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図る。 ・ 平群町こども家庭センターを中心として子育て支援を行う関係団体同士のネットワークを強化していくことは、自殺のリスクを抱えた子どもや保護者の早期発見と支援の強化にもつながる。	健康保険課 母子保健係
健康へぐり 21 計画推進事業	各会議にて自殺の現状を共有し、自殺対策の取り組みを計画に入れる。 ・ 健康づくり推進協議会の開催・・・町の健康づくり推進の諮問機関 ・ いのちを支える平群町自殺対策推進協議会の開催・・・庁内の関係部署との連携・自殺対策推進の為の会議 ・ 健康づくり推進員の育成・支援(運動習慣普及推進員会・食生活改善推進員協議会・生きがいづくり推進員会・歯科保健推進員会・たばこ対策推進員会・精神保健推進員会)	健康保険課 成人・老人保健係

事業名	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当課
小地域ネットワークづくり	小地域ネットワーク連絡協議会の活動を事務局として推進。 誰もが気軽に集える地域の居場所として、小地域ネットワーク団体及び、こども食堂（地域食堂）があるが、メンバーが固定化されている。相談機関への連絡はハードルが高くて、ちょっとした困りごとに対して近隣住民同士で「助けて」と言い合える関係性が築き上げられる場でもあることが期待できる為、小地域ネットワークの未設立地域へは民生児童委員、自治会等と協働しながら新たな立ち上げを支援する。	社会福祉協議会 総務地域福祉係
地域安全推進員活動事業	小学校区ごとに防犯委員や見守り隊などの組織間の連携や情報の共有化を図ることを目的とする「地域安全推進員活動事業」を実施することにより、地域での安心安全まちづくり活動の効果的な推進を図る。	住民生活課
地域福祉推進事業	まちで暮らすすべての世代の住民やさまざまな問題を持つ住民が、互いに尊重しあい、輝きあい、主張しあい、育ちあい、見守りあう地域福祉の仕組みづくりを目指し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、住民と行政が協働し、地域住民の多様な福祉ニーズに対応するため地域住民や民間団体の自主的な福祉活動を支援する。 ①地域福祉計画の推進 ②地域福祉の推進体制の構築 ③地区の特性を踏まえた住民の意見を地域福祉計画の推進に取り入れる仕組みを整える。	福祉課
地域包括支援センターの運営	高齢者相談室運営協議会・ケア会議の開催 地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会やケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげていくことができる。	福祉課
高齢者虐待防止ネットワーク構築	地域包括支援センター、民生委員等の関係機関と連携し、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。 ネットワーク構築において高齢者の自殺実態や抱えこみがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、高齢者向けの自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組の推進を図ることができる。	福祉課

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺のリスクの高い人の早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて、見守りながら必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー）の養成を進めます。

事業名	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当課
職員の研修事業	職員研修として、自殺対策に関する講座（ゲートキーパー研修）で全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得る。	総務防災課
児童福祉サービス	児童福祉担当職員がゲートキーパー研修を受講し、業務上対応する住民の自殺のリスクを示すサインに気づき、気づいた場合は適切に対応できるように努める。	こども支援課
保育料納入促進事業	保育料収納担当の職員がゲートキーパー研修を受講することで、自殺リスクの高い保護者に気づいた時に適切な機関へつなぐ等、収納担当職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	こども支援課
障害福祉サービス	障害福祉担当職員がゲートキーパー研修を受講し、業務上対応する住民の自殺のリスクを示すサインに気づき、気づいた場合は適切に対応できるように努める。	福祉課
水道料金徴収業務	水道使用料を滞納している人への督促業務等を含むのであれば、徴収員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対して、徴収員が必要に応じて他機関へつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。	上下水道課
通学路安全対策事業	通学時の安全確保のため、見守りボランティアが月に2回立哨しており、年2回の交通安全週間には役場職員も立哨を担当し、通学路の危険箇所の把握及び改善を図る。 見守りボランティアにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、地域、特に子どもたちに関して、見守りボランティアが気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。	住民生活課
公民館教室	生涯を通じた学習や交流の場、地域ボランティアの育成を行う。教室に参加する事により地域内の情報を得る機会となり相互理解を深めてもらう事で、地域の「支え手」を育成する機会になり得る。 ※いざという時のつなぎ先を知っておいてもらえるような工夫が必要である。	教育委員会総務課
地域生活支援事業	障がい者に対するコミュニケーション支援や生活支援、社会参加促進に関する諸事業を行う。（要約筆記・手話奉仕員派遣事業、生活訓練事業、生活協力員紹介事業） 障がいの種別に応じた幅広いニーズに対応していくことができるよう、体制の確保やプログラムの提供を行う。各種奉仕員、生活協力員の養成や資質向上にも努める。本人または家族の悩みに寄り添えるよう、傾聴やコミュニケーションのスキルアップを図る。	社会福祉協議会 総務地域福祉係
居宅介護支援事業	介護認定を受けた方の心身の状態や環境、本人や家族の希望等を含めて相談をしながら居宅において自立した生活を送っていただけるよう支援する。利用計画（ケアプラン）を作成し、そのケアプランに基づいて各関係機関への連絡調整等を行う。毎月訪問しケアプラン実施についての評価、モニタリングを行い、円滑にサービスが利用でき、心身共に自立した生活ができるよう支援を行う。また、介護保険施設への入所相談等も行う。 事業計画に沿って事業が進められるよう確認・協力し、事業内容が円滑に行えるよう、他事業所や地域とも連携しネットワークを強化する。また、可能な限り研修にも参加し、知識・技能の向上に努め、担当者のスキルアップを図る。	社会福祉協議会 居宅介護支援事業係

(3) 住民への啓発と周知

自殺を考えている人は悩みながらもサインを発しています。自殺を防ぐためには、このようなサインを発している本人や、そのサインに気づいた周りの人が気軽に悩みを相談できる体制が十分に周知されていることが重要です。地域、職場、学校や町内の公的機関や病院、薬局、自治会の掲示板等において、こころの健康に関する啓発と相談窓口の周知を行い、早い段階で専門機関につなげていく体制を整えます。

①講座等の開催による啓発・周知

事業名	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当課
行政出前講座	住民からの要請により、職員が地域に出向いて行政に関する情報を分かりやすく伝えるとともに、住民の意見や提言などを伺いながら、ともにまちづくりを考えていくために、双方向型の広報・広聴を行うことにより、住民の声を行政施策に反映させる。「ゲートキーパーの役割」や「地域自殺対策の取組」等を、出前講座のメニューに加える。※まち未来推進課は制度周知で、講座は「プリズムめぐり」が実施	まち未来推進課
消費者向け出前講座	消費者相談員が消費に対するトラブルについての問い合わせに対し、対応方法等のアドバイスを行っている。消費者相談員がゲートキーパー研修を受講し、問題を抱えている相談者に対して、相談員が必要に応じて他機関へつなぐ等の対応を取る。	観光産業課
友遊教室	生涯学習の推進を目的に、より多様化する学習意欲に応じて町民一人ひとりが生涯にわたって学ぶことが出来、生き甲斐につながる生涯学習を継続的に支援する。教室講座の中で、地域の自殺実態や対策についての講座を開講する。	教育委員会総務課
社会教育団体活動支援事業	(1) 子ども会・婦人会・ボーイスカウト・PTAなどの社会教育団体への活動支援 (2) 人権問題指導者学習講座や町民集会等の人権啓発活動への参加勧奨。 ・セミナーや研修会等で自殺問題について講演することにより、保護者の間で、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高めることができる。 ・役員会の場で相談先の情報等をあわせて提供することで、子どもへの情報周知のみならず、保護者自身が問題を抱えた際の相談先の情報提供の機会とすることができる。	教育委員会総務課
男女共同参画計画推進事業	(1)男女共同参画審議会の実施 男女共同参画審議会の中で自殺対策計画についても啓発していくことができる。 (2)行政職員対象研修会の実施 行政職員対象研修会 全庁的な事業・施策に男女共同参画の視点を入れるとともに、職員一人ひとりの生活全般における意識を向上させる。 (3)男女共同参画推進講演会の開催 地域・団体・PTA等に対する学習機会を充実させ、固定的な性別役割分担を解消し、性差による悩みの理解と解消につなげる。	政策推進課
人権啓発事業	「人権・命の尊さへの町民集会」の開催 毎年7月に開催、「人権・命の尊さへの町民集会」の講演会等の中で自殺問題について言及するなど、自殺対策を啓発する機会とし得る。	政策推進課

②媒体等による啓発・周知

事業名	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当課
行政の情報提供・広聴に関する事務（広報等による情報発信）	<p>「自殺対策強化月間（3月）」や「自殺予防週間（9月）」に「リズムめぐり」からの情報提供にもとづき、広報等により情報を発信する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政に関する情報・生活情報の掲載と充実 ・自治体のホームページ／フェイスブック／X等による情報発信 ・マスコミへの情報伝達 ・広報紙への記事掲載 	まち未来推進課
消費者向け出前講座	<p>消費者相談員・消費者アドバイザーと町担当職員が地域に出向き、講座を行いながら質問にも応じている。出前講座で自殺対策（生きることの包括的な支援）をテーマとしたポスターやチラシの設置を行うことで、住民意識の啓発や理解の促進を図る。</p>	観光産業課
図書館の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に連携できれば、住民に対する情報提供の場として活用し得る。 ・実際に、図書館で自殺対策（生きることの包括的な支援）関連の展示やリーフレットの配布を行っている自治体は少なくない。 ・学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」となり得る可能性もある。 	教育委員会総務課
青少年教育事業	<p>青少年の非行防止、健全育成を図るための事業。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)町内をはじめとする関係行政機関との情報交換を図る協議会の開催 (2)街頭補導 (3)電話相談窓口の紹介・案内 <ul style="list-style-type: none"> ・街中の徘徊など、一見すると「非行」と思われる行動が、実は青少年にとっての「SOS」である場合も少なくない。 ・研修会等の際に、青少年の自殺の現状と対策（生きることの包括的支援）について情報提供を行うことにより、青少年向け対策の現状と取組内容について理解を深めてもらうことができる。 	教育委員会総務課
広報活動事業（FBによる情報発信）	<p>学校で行われている特色ある教育活動、地域全体で共通に取り組んでいる教育活動に関して、時宜にかなった形で分かりやすく情報を提供する。</p>	教育委員会総務課
水道料金徴収業務	<ul style="list-style-type: none"> ・料金滞納者に対する水道料金票に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することで、住民に対する情報周知を図れる。 	上下水道課
平群町防災マップ	<p>現行の平群町防災マップの作成以降の新たな取組み（防災無線、避難行動要支援者支援）や土砂災害警戒区域に関する変更等がの情報を更新し、随時配布することで住民の防災意識の高揚を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・命や暮らしに関する様々な分野の相談先情報も、各種相談先一覧に加えることで、住民に対する相談先情報の拡充、周知に寄与し得る。 	総務防災課

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことにより、自殺リスクを低下させる方向で推進していく必要があります。このため、具体的には、生活上の困り事を察知し関係者連携で解決を図る支援、うつ等の病気で悩む本人や家族の孤立を防ぐための支援、うつに関するアンケートなどを実施していきます。

①生活・経済的支援

事業名	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当課
無料法律相談	弁護士相談に至る住民の中には、抱えている問題が深刻なケースや、複合的であるなど、自殺リスクの高い方も多い。生活上のトラブルを抱えた住民に対し、町の無料法律相談での相談機会を設ける。	まち未来推進課 広報広聴係
国民健康保険事業	国保加入時や各種相談対応を通じ生活状況の把握をおこなう過程で、病苦や生活苦などで自殺リスクの高まっている方については、支援機関へつなぐ機会として活用し得る。 保険税の滞納者などは生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作り、必要に応じ相談機関を紹介するなど、支援への接点となり得る。	健康保険課
保険給付事業 (国保・後期) 各種療養費・葬祭費	●療養費…各種療養費について、被保険者の負担した医療費の一部を支給する。 医療費の支払いが困難な状況にある方や病苦や生活苦などで、自殺リスクの高まっている方の申請受理時の相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、支援機関へつなぐ機会として活用し得る。 ●葬祭費…被保険者の死亡の際に葬祭を行う者に対し、一時金を支給する。 申請者の中には、大切な方との死別のみならず、費用の支払いや死後の手続き面などで様々な問題を抱えて、自殺リスクの高まっている方がいる可能性がある。抱えている問題に応じて、そうした方を支援機関へつなぐ機会として活用し得る。また、亡くなった方の中には自殺による死亡のケースがあることも想定されるため、遺族に対して一律で相談先等の情報を掲載したリーフレット（自死遺族の相談・支援先も掲載）を配布することにより、一時金の支給機会を遺族への情報提供の機会として活用し得る。	健康保険課
福祉医療費助成事業 (子ども・ひとり親・障害・重度障害老人等)	受給資格者の医療費を助成する。 医療費の支払いが困難な状況にある方の申請・貸付相談等を通じ、病苦や生活苦などで自殺リスクの高まっている方については、支援機関へつなぐ機会として活用し得る。申請受理時の相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、必要に応じ相談機関を紹介するなど、支援への接点となり得る。	健康保険課
年金関係書類 收受業務	年金関係書類を收受し、年金事務所へ進達する。年金手続きに関する相談業務をうけ、適切な窓口を案内する。年金制度に関する広報に協力する。 保険料免除・減免申請など納付困難な状況に陥った方の情報をキャッチできる窓口となり、相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、必要に応じ相談機関を紹介するなど、支援への接点となり得る。	健康保険課

事業名	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当課
納税相談	町税の納税や滞納が「生きることの阻害要因」となっている方に対し、収入や生活状況を確認し、個別に対応する中で、必要に応じ関係機関へつなげていく。	税務課
公営住宅事務	公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる。よって、そのような住民に接触するための、有効な窓口となり得る。	都市建設課
公営住宅家賃滞納整理対策	家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。また、相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	都市建設課
日常生活自立支援事業	認知症高齢者や知的障がい等で意思決定能力が不十分な方に、郵便物の確認や日常的な金銭管理を援助して地域での自立生活を支援する。日頃から各機関との情報交換を心がけ、支援を必要とされる方の早期発見、早期利用に努める。また、地域で支え関わってもらえているという安心感が持て、適切に不安を吐露してもらえるような関係を築く。	社会福祉協議会 総務地域福祉係
民生・児童委員事務	民生・児童委員による地域の相談・支援等の実施。 ・相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生・児童委員にはある。 ・地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域に最も身近で最初の窓口として機能し得る。	福祉課
養護老人ホームへの入所	60歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続き。 ・老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなりうる。	福祉課
精神保健 (精神障害者の早期治療・社会復帰促進) (困難事例対応精神障害者と家族への個別支援の充実)	精神障害者の早期治療・社会復帰促進のため、保健師等による相談・支援。 保健所・西和署等と連携して困難事例対応精神障害者(疑い含む)及びその家族への個別支援をおこなう。 また、精神障害者の相談、支援に従事する職員がゲートキーパー研修を受講し、業務上対応する住民の自殺のリスクを示すサインに気づき、気づいた場合は適切に対応できるように努める。	福祉課

②子育て支援

事業名	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当課
こども園事業	<ul style="list-style-type: none"> こども園による保育・育児相談の実施 保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談 家庭支援保育教諭にゲートキーパー研修を実施することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	こども支援課
児童福祉サービス	課題を抱える子育て世帯等に対する訪問・相談支援等の実施 定期的な訪問による見守り活動は、相談支援や適切な機関につなげることができる。また、困難を抱える子育て世帯に訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安等を傾聴するとともに家事育児支援を実施する中で、適切な機関につなげるなどの役割が担える。	こども支援課
保育料納入促進事業	こども園の保育料納入勧奨指導。園長等により、催告状や口座振替不能の際の納入通知書を保護者へ手渡すとともに、滞納者への保育料の納入を呼びかける。 保育料を滞納している保護者の中には、生活上の様々な問題を抱えて払いたくても払えない状態で、必要な支援につなげていない方もいると思われる。	こども支援課
特別支援児童生徒の就学に関する事務	特別に支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障害及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行う。 特別な支援を要する児童・生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定されるため、各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、そうした困難を軽減し得る。	教育委員会総務課
奨学金に関する事務	奨学金支給対象の学生との面談時に、家庭の状況やその他の問題等につき聞き取りを行うことで、資金面の援助に留まらず、他の機関につなげて包括的な支援を行っていくことが可能になる。また、支給対象の学生に相談先一覧等のリーフレットを配布することで、支援先の情報周知を図ることもできる。	教育委員会総務課
母子保健（訪問・相談・健診・各種教室）	<ul style="list-style-type: none"> 新生児訪問指導・乳児家庭全戸訪問事業/養育支援訪問事業 子育て相談・育児サークル・ファミリークラス・離乳食教室等 乳幼児健康診査・発達相談の実施。 各専門職に対し研修を行い、乳幼児を抱えた母親の抱えがちな自殺のリスクと対応につき理解することで、母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図る。また当人から相談に来るのを待つのではなく、支援者側から働きかけを行うことで、問題を抱えながらも支援につなげていない家庭を把握し、適切な支援先へとつなげる。	健康保険課 母子保健係
母子保健（妊産婦子育て相談）	育児ストレス相談（産後うつや育児ストレスに対する専門家による必要な助言・指導） 早期の段階から専門家が関与し、問題の聞き取りを踏まえて必要な助言・指導を提供しリスクを軽減させるとともに、必要時には他の専門機関へとつなぐなどの対応を推進する。	健康保険課 母子保健係
母子保健（産後ケア事業）	産後ケア事業 産後は育児への不安等から、うつのリスクを抱える危険がある。出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図るとともに、退院後も他の専門機関と連携して支援を継続することができれば、自殺リスクの軽減にもつながる。	健康保険課 母子保健係

事業名	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当課
母子保健 (母子健康手帳 交付等)	<p>・母子健康手帳交付・一般不妊・不育治療費助成事業・妊婦健康診査</p> <p>・産前産後サポート事業・妊婦全数面接(妊娠届時に保健師等が面接し相談やサービス紹介等)を実施し、その後の妊娠、出産、子育て期の切れ目ない支援充実への端緒とする。</p> <p>各専門職を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施することで、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図る。</p> <p>保健師等による妊婦全員に対しての面接実施など、妊産婦、子育て中の保護者に対するリスクの把握、切れ目のない多様な支援を行う。</p>	健康保険課 母子保健係
療育教室	<p>発達に見守りが必要な幼児に遊びや集団行動を通して一人ひとりの子どもが情緒豊かに育っていくよう発達の援助を行う。また、育児に不慣れで不安をもつ母親へ、親子での遊びやふれあいを通じて発達を促す。12月からは火曜と木曜の2回にわけて教室を開催し、年齢に応じた支援を行う。また行政(町健康保険課・子育て支援センター・町福祉課)等の関係機関と連携を図り、支援方法を検討しながらきめ細やかな療育を行う。</p> <p>また保護者の方の悩みに寄り添えるようなコミュニケーションのスキルアップを図る。</p>	社会福祉協議会総務 地域福祉係

③支援者へのサポート

事業名	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当課
学校職員安全衛生管理事業	<p>平群町立学校教職員安全衛生委員会要綱に基づき教職員の健康管理を行う。</p> <p>学校職員(支援者)の健康管理を通じて、支援者に対する支援の充実を図ることができる。</p>	教育委員会総務課
職員の健康管理事務	<p>職員の心身健康の保持/健康相談/健診後の事後指導</p> <p>住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。</p>	総務防災課

④高齢者・障がい者支援

事業名	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当課
訪問介護事業	<p>介護認定を受けた方等、支援が必要とされる方の家庭へホームヘルパーが訪問して、住み慣れた自宅でその方らしく生活できるように、食事・入浴・排泄などの身体介護や、調理・掃除・洗濯・買い物などの生活援助を行う。</p> <p>担当者のカウンセリングスキルアップを図る。</p>	社会福祉協議会訪問介護事業係
通所介護事業	<p>介護高齢者に対して、その有する能力に応じ、できる限り自立した日常生活を営むことができるよう支援し、日常生活上の介護、機能訓練等を通じ、心身機能の維持向上を目指す。又、家族の介護負担を軽減する。</p> <p>関わりを持つスタッフのコミュニケーションスキルアップを図る。</p>	社会福祉協議会通所介護事業係

事業名	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当課
高齢者へのサービス提供業務	<p>長寿会（老人クラブ連合会）・遺族会の側面的に活動支援を行い、関係機関との連携強化や直接的なサービスを提供する。</p> <p>①かしのき荘への送迎サービス ②情報提供サービス ③各種相談</p> <p>高齢者への様々な情報発信に努め、各種相談においては、関係諸機関とも連携しながら問題解決につなげる。</p> <p>看護師による健康相談を実施し、日常生活における様々な相談に応じ、老後の健康管理や問題解決のお手伝いに努める。（関係機関の紹介など）また、他部署や役場福祉課・健康保険課と連携し、高齢者の健康増進・介護予防など生活の質の向上に努める。</p>	社会福祉協議会老人福祉センター かしのき荘
総合相談支援業務 権利擁護業務	<p>地域の高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持する為にどのような支援が必要かを把握し、高齢者に関するさまざまな相談をすべて受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて包括センターの業務につなぐなど総合的な相談・支援を行う。</p> <p>高齢者の虐待の防止および対応、消費者被害の防止および対応、判断能力を欠く状況にある人への支援を行う。</p> <p>高齢者は喪失体験の機会が多く孤独感を抱えやすいため、傾聴や共感を重視して相手に寄り添うコミュニケーションのスキルアップを図る。</p>	社会福祉協議会地域包括支援センター
指定介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント	<p>要支援者が予防給付の介護予防サービス等を適切に利用できるような支援する。また、事業対象者および要支援者が介護予防・日常生活支援総合事業を適切に利用できるような支援し、生活上の困りごとの解決を図る。</p>	社会福祉協議会地域包括支援センター
一般介護予防事業	<p>高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、全ての高齢者が居宅において自立した日常生活を営むことができるように、住民主体の通いの場の充実や、生きがいづくり、介護予防・フレイル予防のための運動・栄養・口腔などの知識の普及啓発を行い、活力ある地域づくりの推進を支援する。</p> <p>住民運営の通いの場「めぐりいきいき百歳体操」や「ラジオ体操」の普及啓発を行い、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。さらに、地域にリハビリテーション等の専門職を派遣し、自立支援に資する取組を推進し、生きがい・役割を持って生活できるような地域づくりを目指し、孤立を防ぐ。</p>	社会福祉協議会ふれあい交流センター
ふれあい収集	<p>独力でのゴミ出しが困難な高齢者・障がい者対象の戸別訪問によるごみ出し支援の実施。</p>	住民生活課
ひとり暮らし高齢者（障害者）等緊急通報システム設置事業	<p>通報システムを設置することで、在宅のひとり暮らしの高齢者や障害者等の生活の安全を確保するとともに、不安を解消する。また、必要時には他の機関につなぐ等の対応をするなど、支援への接点として活用し得る。</p>	福祉課

⑤こころと身体健康づくり支援

事業名	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当課
人権相談事業	住民向け人権相談の実施。 自殺者の多くが何らかの問題を抱えていること等から、潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチする上で重要である。また相談対応を行う職員はゲートキーパー研修を受講し、連携する可能性のある地域の相談機関等に関する情報を知ることによってつなぎ役としての対応が取れるようになる。	政策推進課
自主防災関連事業	各種防災対策を推進するため、国や都道府県をはじめとする関係機関と密接な連絡をとり、効果的に事業を行うとともに、災害に対する諸対策として地域防災計画の作成等を行い、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。 ※自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災者の心のケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等の必要性が謳われている。	総務防災課
健康増進事業 健康診査及びがん検診	生活習慣病を予防し、病苦からうつ症状に移行することを予防するため、健康診査やがん検診の実施や受診促進を行う。 特定健康診査・特定保健指導・健康診査・肝炎ウイルス検診・すこやか健診・胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・子宮がん検診・乳がん検診等各種健（検）診を通じて生活習慣病の予防、各種がんの早期発見等に努める。	健康保険課 成人・老人保健係
健康増進事業 健康教育	生活習慣病を予防し、病苦からうつ症状に移行することを予防し、「自らの健康は自らで守る意識を高める」ことを目的とし、「生活習慣病の予防」「健康増進に関する知識の普及」を行う。	健康保険課 成人・老人保健係
健康増進事業 健康相談	心身の健康に関する個別相談に応じ、必要な指導・助言により健康管理に資する。	健康保険課 成人・老人保健係
健康増進事業 訪問指導	保健指導が必要な者に家庭訪問を行い、必要な保健指導と健康の保持増進を図る目的で、保健師、管理栄養士等専門職が訪問し、必要な指導を行う。家庭における状況を確認し、療養方法、介護予防、生活習慣病の予防方法など知識を普及。	健康保険課 成人・老人保健係
健康増進事業 介護予防事業	ADL（日常生活動作）の回復や維持・向上を支援し QOL（生活の質）を高めるため、専門職による運動や栄養指導等を行う。その後も継続した支援を行い健康の維持につなげる。 フレイル予防等、一体的実施事業との連動。	健康保険課 成人・老人保健係
精神保健対策 精神保健	自殺リスクの高い方に対し個別の対応を行うことで、生きることの促進要因への支援を行う。 電話・訪問・来所による相談の実施や心の健康を保つための、外出の場・社会参加の場づくり（茶話会等）	健康保険課 成人・老人保健係

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が命の大切さを実感できる教育だけでなく、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらい時や苦しい時には助けを求めてもよいということ学ぶ教育（SOSの出し方教育）を推進していくことにより、直面する問題に対処する力やライフスキルを身に付けることができるよう取り組みます。また、SOSの出し方に関する教育と合わせて、孤立を防ぐための居場所づくり等も推進していきます。

事業名	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当課
学校図書館活用事業	学校の図書館スペースを利用し、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行うことで、児童生徒等に対する情報周知を図る。	教育委員会総務課
中学生の職場体験	中学校で行われている職場実習体験を支援することで、望ましい勤労観、職業観を育てることを目的とする。就業時に直面し得る様々な勤労問題についてもあわせて指導することができれば、将来、就業し万が一問題を抱えた際の対処法や相談先情報等を、生徒が早い段階から学ぶ事ができ、SOSの出し方教育の一環ともなり得る。	教育委員会総務課
いじめ防止対策事業 教育相談（いじめ含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・各小中学校は月毎にいじめに対する調査を行いながら、教職員がいじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図り、教育委員会と共有している。また、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進することで、児童生徒の自殺防止に寄与し得る。 ・子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、担任教諭やスクールカウンセラーが対面で受け付ける。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行う。 ・学校以外の場で専門の相談員に相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与する。 ・フォーラム開催時や個別支援時に、リーフレットを児童生徒に配布することで、いじめにあった際の相談先の情報等を周知する。 	教育委員会総務課
不登校児童の生きる力（生活・学習）をつける支援	<ul style="list-style-type: none"> ・講師、教育相談員による学業支援 ・児童・生徒の居場所づくり ・不登校児童およびその保護者の相談支援 	教育委員会総務課

5 3つの重点施策

国が作成した当町の地域自殺実態プロファイルにおいて、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」に係る自殺対策の取組が重点課題であるとして推奨されています。これは人口10万あたりの自殺率等を全国の中での相対的な指標としています。

(1) 高齢者への対策

平群町では60歳以上の自殺者は全体の50%で、特に70歳代の自殺者が国・県に比べ突出して多くなっており、高齢者の自殺の原因は健康問題となっています。高齢者の場合は、身体疾患の悩みに加え、社会的役割の喪失感や孤独感なども加わります。

そのため、行政や関係機関や民間団体等と連携し、高齢者の健康管理や孤独・孤立対策を図っていく必要があります。

事業名	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当課
生活支援体制整備事業	高齢者などの在宅生活を支えるため、ボランティア、NPOなど多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援する。 生活支援コーディネーターが地域へ出向き、住民の声を聴きながら、関係機関と連携し、住民主体による地域づくりの仕掛けや働きかけを行っていく。地域のことは地域住民の方が一番把握されていることもあり、誰もが安心して生活していくために足りない資源について等協議を行う場を作っていく。	社会福祉協議会 地域包括支援センター
後期高齢者医療事業	後期高齢者医療保険加入時や各種相談対応を通じ、障害認定(65歳以上)などの状況把握、ご自身で各種手続きが困難な場合など、病苦や生活苦などで自殺リスクの高まっている方については、支援機関へつなぐ機会として活用し得る。 保険料の滞納者などは生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作り、必要に応じ相談機関を紹介するなど、支援への接点となり得る。	健康保険課
認知症施策推進事業	認知症になっても住み慣れた地域で希望を持って日常生活を過ごせるよう、認知症の人や家族の視点を重視し、認知症について正しい理解を深める活動や早期相談・早期診断・早期対応を行うため、医療や関係機関と連携・協働する。 認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座などを開催し、認知症の知識の普及・啓発活動を推進する。 また、認知症相談会の開催、認知症初期集中支援チームによる支援を行い、認知症の早期発見・早期対応ができるようにする。 高齢者や認知症高齢者を日頃から地域で見守る「認知症高齢者等SOSネットワーク」「見守りネットワーク」体制を広く周知し、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指す。また、家族交流会を開催し、家族支援の取組みを行い、孤立を防ぐ。	社会福祉協議会 地域包括支援センター

事業名	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当課
高齢者の交流等に係る業務	生きがい対策、健康の保持・増進や高齢者の交流に関わる業務を地域包括支援センターなどと協働しながら実施する。 生活機能低下（運動機能・口腔機能・低栄養・認知症・うつ・閉じこもりなど）の早期対応や、介護が必要となる状態を出来る限り予防する方法などについて知る機会を持ち、高齢者が気軽に寄り合える場を提供するために「はつらつサロン」を開催し、孤立を防ぐ。	社会福祉協議会 ふれあい交流センター
高齢者への介護など総合相談事業	・高齢者に対し必要な支援を把握するため初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努める。 ・高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談・訪問等のアウトリーチ機能も有していることから、支援の途中で関わりが途切れる事態を防ぐことも可能で、取組自体が生きることの包括的支援（自殺対策）にもなっている。	福祉課
ひとり暮らしサポート（かしのき荘食事会）	・町内在住の一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の方を招き、体操・お楽しみレクリエーションを行い、カラオケ等の設備を利用して高齢者同士の交流を図る。 ・かしのき荘をより多くの人に知ってもらい、社会的孤立感の解消、仲間づくりにつなげる。 ・体操教室においては、介護福祉士等の専門スタッフで運営し介護予防に努めている。	社会福祉協議会 老人福祉センター かしのき荘
ひとり暮らし等施策	民生委員や地域支え合い推進員による安否確認 地域支え合い推進員にゲートキーパー研修を受講してもらう。 住民ボランティアの育成を通じて、地域全体の気づきの力を高めていくことにより、地域における気づき役となる担い手を拡充する。	福祉課

(2) 生活困窮者への対策

当町の自殺者のうち、令和元年から令和5年までの5年間の状況では無職者の割合が62.5%を占め、特に女性の場合は100%が主婦という結果でした。

生活困窮の背景には、多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護等の多様な問題が複合的に関わっていることが多く、その対策は包括的な生きる支援として行われる必要があります。生活困窮者の中には自殺のリスクを抱えている人が少なくない状況を踏まえ、包括的な支援に取り組みます。

事業名	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当課
生活福祉資金貸付および困窮者等への生活支援事業	生活に困窮している住民に対し、一時的な資金の貸付および必要な相談支援を行う。また、就学に向けた教育支援資金の支援も行い、その生活を支援し、自立を図る。（総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金） 生活困窮者や低所得世帯にとって相談のしやすい相談窓口となるように努め、緊急の食料支援を必要とされている方に対しては、フードレスキュー事業での支援を行う。 金銭的な窮地に追い込まれている方へは、傾聴と観察をつうじてこころのケアを含めた支援を行う。生活福祉資金の相談は単なる貸付で終わらないケースは少なくなく、継続的に寄り添った支援を行う。	社会福祉協議会 総務地域福祉係

事業名	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当課
生活保護に関する相談	生活保護受給者に対する各種相談業務 ▼生活保護利用者（受給者）は、利用（受給）していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチするための機会となり得る。	福祉課
就学援助と特別支援教育 就学奨励補助に関する事務	・経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助する。 ・特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行う。 ・保護者へ家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応に加えて、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供の機会にもなり得る。	教育委員会総務課

(3) 勤務・経営問題への対策

令和元年から令和5年の自殺者のうち、有職者の自殺は20歳代から30歳代の男性で、職場の配置転換による仕事の悩みや過労、人間関係の悩みなどから自殺に至ったケースが多くなっています。

職場におけるメンタルヘルス対策は重要で、商工会との連携を取りながら労働者のこころと身体の健康づくりを推進していきます。

事業名	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当課
健康増進事業 働く世代の健康づくり事業	中小企業での心身の健康管理を推進する。 ・すこやか健診や特定健康診査の実施及び周知。 ・商工会員向け会報誌配布時に検（健）診の案内等受診勧奨 ・商工会員へのメンタルヘルスのチラシ配布、研修、ゲートキーパー研修	健康保険課 成人・老人保健係
ワークライフバランスの推進	地域でワークライフバランスに取り組む事業所の表彰を通じて、地域のワークライフバランスの推進を図る。 事業所が職場のメンタルヘルス向上に積極的に取り組む動機付けとなり得るため、自殺対策と関連させられる可能性がある。（c f. 健康経営の普及促進と自殺対策との連動） また、労働問題に関して住民への啓発の機会としても活用できる。	総務防災課

第4章 自殺対策の推進体制等

自殺対策は、家庭や学校、職域、地域など社会の全般に関係しており、総合的な対策のためには、多分野の関係者の連携と協力のもとに、効果的な施策を推進していく必要があります。このため、幅広い関係機関・団体で構成される「平群町健康づくり推進協議会」において関連計画である「健康へぐり 21 計画」の進行管理とともに官民一体となった自殺対策を推進していきます。また、副町長をトップリーダーとする「いのちを支える平群町自殺対策推進会議」を設置し、全庁的な関連施策の推進を図ります。

1 地域のネットワーク

(1) 平群町健康づくり推進協議会

保健・医療・職域・教育・ヘルスボランティア等の町内外の幅広い関係機関や団体で構成される協議会であり、当町の自殺対策推進の中核組織として、自殺対策に係る計画の協議や承認、計画の進捗状況の検証などを行います。

(2) いのちを支える平群町自殺対策推進会議

平群町役場内において、本計画に関連する事業を行う課長及び社会福祉協議会事務局長で構成される庁内組織であり、副町長の強いリーダーシップのもと、全庁を挙げて横断的に取り組んでいきます。

2 関係機関や団体等の役割

(1) 町の役割

町民に身近な存在として、相談窓口の充実と自殺予防に関する情報提供や講習会、うつスクリーニングの実施など個別及び集団的な支援の充実、自殺対策計画の策定及び進行管理など、全庁を挙げて行う対策の主要な推進役を担います。

(2) 県の役割

奈良県精神保健福祉センター(奈良県地域自殺対策支援センター)は専門職員向けの研修会の実施や、町の自殺対策に対する助言などを行っています。また、郡山保健所は、郡山保健所管内の市町村と共に地域連携を推進しています。こうした専門機関と連携しながら町の自殺対策を推進します。

(3) 教育関係者の役割

平群町教育大綱及び奈良県教育振興大綱に基づき、児童生徒の心とからだの健康づくりや、生きる力を高めるための教育の実施により、子ども達の自殺予防の取組を進めます。

(4) 関係団体の役割

自殺対策には、その背景にある複合的な要因への対策が重複する部分が多く、関係団体が自殺予防の認識を深めながら、相互に緊密な情報交換を行いながら、連携して取組を進めます。

(5) 町民の役割

まず、町民一人ひとりが自殺対策に関心を持ち、理解を深めることが必要です。身近な人が悩んでいる時に早めに気づき、気になったら「声をかける」「話をよく聴く」「必要な相談先に寄り添いながらつなぐ」ことが大切です。

3 主な評価指標

本計画の主な評価指標を次表のとおりとし、さらに個別の事業進捗確認シートを毎年度取りまとめて、その進捗状況を「いのちを支える平群町自殺対策推進会議」にて検証・評価し、「平群町健康づくり推進協議会」に報告の上、協議を行い、PDCAサイクルにそった計画を推進していきます。

※目標値は、令和6年3月末時点の実績から推定する。

主な施策分野	指標の内容	現状値 (R5)	目標値 (R12)
基本パッケージ			
ネットワークの強化	平群町健康づくり推進協議会開催数	年1回	各年1回以上
	いのちを支える平群町自殺対策推進会議開催数	年1回	
人材の育成	ゲートキーパー養成者数	各団体60人 一般住民21人	150人以上
	町職員のゲートキーパー養成者割合(非常勤除く)	19.0%(実36人)	40%以上
住民への啓発と周知	広報・町ホームページ・ポスター・チラシ・リーフレットでの啓発実施	広報・ポスター・自治会回覧・街頭啓発・ここぱとの実施	継続実施
生きることの促進要因への支援	庁内外の相談窓口のリーフレット等の設置	プリズムめぐり・文化センター・役場・道の駅に設置	継続実施
SOSの出し方教育	SOSの出し方教育の実施	全小中学校で実施	全小中学校で継続実施
重点施策			
高齢者	民生委員や地域支え合い推進員による安否確認の実施	実施(支え合い推進員30自治会)	継続実施
生活困窮者	フードレスキュー事業	実施	継続実施
勤務・経営	商工会員へのメンタルヘルスと健診受診勧奨の案内	各年1回	各年1回以上
その他			
自殺率(10万対比)	平群町の自殺率	10.9	10.3以下

4 自殺対策の担当課

本計画の担当課は健康保険課 成人・老人保健係とします。

第5章 資料編

1 自殺対策基本法

(平成18年6月21日 法律第85号)

第一章 総則 (第一条—第11条)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等 (第12条—第14条)

第三章 基本的施策 (第15条—第22条)

第四章 自殺総合対策会議等 (第23条—第25条) 附則

第一章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び

背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第5条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第6条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第7条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は9月10日から9月16日までとし、自殺対策強化月間は3月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第8条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第17条第1項及び第3項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第9条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第10条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第11条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第12条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次

条及び第23条第2項第1号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第14条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第15条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率적かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第16条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第17条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第18条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域におい

て自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第19条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第20条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第21条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第22条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第23条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第24条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第25条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則(平成27年9月11日法律第66号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第7条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第6条 この法律の施行の際現に第27条の規定による改正前の自殺対策基本法第20条第1項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第27条の規定による改正後の自殺対策基本法第20条第1項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則(平成28年3月30日法律第11号)抄
(施行期日)

1 この法律は、平成28年4月1日から施行する。

2 いのちを支える平群町自殺対策推進会議設置要綱

(令和元年5月17日 要綱第15号)

(設置)

第1条 庁内の関係部署と連携を図り、自殺対策を推進するため、いのちを支える自殺対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議が所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策に関する情報交換及び連携・協力
- (2) 自殺防止に関する普及啓発及び研修
- (3) 自殺防止に係る関係する機関及び団体等との連携
- (4) その他自殺防止対策の推進に関する必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、座長、副座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、副町長をもって充てる。
- 3 副座長は、教育長をもって充て、座長が不在の時は、その職務を代行する。
- 4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 政策推進課長
 - (2) まち未来推進課長
 - (3) 総務防災課長
 - (4) 税務課長
 - (5) 住民生活課長
 - (6) 福祉課長
 - (7) こども支援課長
 - (8) 健康保険課長
 - (9) 観光産業課長
 - (10) 都市建設課長
 - (11) 上下水道課長
 - (12) 教育委員会総務課長
 - (13) 社会福祉協議会事務局長

(会議)

第4条 推進会議は、座長が必要に応じて招集し、これを掌理する。

- 2 座長は、必要に応じて構成員以外の者に対して推進会議への出席を求めることができる。
- 3 推進会議は、必要に応じて個別ケース会議を開催することができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、健康保険課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則 この要綱は、交付の日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

3 平群町健康づくり推進協議会設置および運営に関する要綱

(平成元年4月1日 要綱第4号)

(名称および事務局)

第1条 この会は、平群町健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)と称し、事務局を平群町健康保険課内におく。

(目的)

第2条 協議会は、住民各位が「自分の健康は自分で守る」という自覚と認識をもつことを基本として、地域住民に密着した総合的な健康づくり対策を積極的に推進することを目的とする。

(活動事項・事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、県及び関係団体と連携を取りながら、次の項目について体系的・総合的に審議企画する。

- (1) 町民の健康意識の高揚に関すること。
- (2) 栄養改善と体力づくりに関すること。
- (3) 疾病予防に関すること。
- (4) 介護予防に関すること。
- (5) その他、健康づくりを推進するために必要な事項

(構成)

第4条 協議会は、委員20人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱または任命する。

- (1) 町議会議員
 - (2) 医療機関の代表
 - (3) 関係官庁及び関係団体の代表
 - (4) 学識経験者
 - (5) その他町長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 3 第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる者に該当する者として委嘱または任命された委員が、該当各号に掲げる職を失った場合には、委員の職を失うものとする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員をおく。

- 会長 1名
副会長 1名
- 2 会長、副会長は、委員の互選により選出する。
 - 3 役員職務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に招集する協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

附 則 この要綱は、平成08年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

4 平群町の主な相談窓口

【心と身体の健康相談】

とき	平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時
ところ	プリズムめぐり 健康保険課
相談方法	来所・電話(0745-45-8600)・訪問
相談員	保健師・管理栄養士・保育士

【法律相談】

とき	毎月第 1・3 火曜日（祝日を除く） 午前 9 時～11 時 *1 人（1 組）20 分まで
ところ	役場 2 階 応接室
相談員	弁護士
予約について （要予約）	<予約受付> 相談希望日の前月 1 日～ *開庁日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 <予約方法> まち未来推進課の窓口または電話(0745-45-1002)

【行政相談】

とき	毎月第 3 水曜日（祝日を除く）午前 9 時～11 時
ところ	役場 2 階 第 3 会議室 電話(0745-45-1002)による相談も可
相談員	行政相談員
予約について	不要

【人権相談】

とき	毎月第 1 火曜日（祝日を除く）午前 9 時 30 分～11 時
ところ	総合文化センター 2 階 人権啓発相談室
相談方法	面談または電話(0745-45-1001)
相談員	平群町人権擁護委員
予約について	不要

【消費生活相談】

とき	毎週月曜日（祝日を除く）午前 10 時～午後 3 時（先着順）
ところ	役場 1 階 第 2 会議室
相談方法	面談または電話(0745-45-1017)
相談員	消費生活専門相談員

生駒郡内 4 町のどちらの開設場所でも相談を受けられます

安堵町：毎週火曜日(0743-57-1511) 三郷町：毎週水曜日(0745-73-2101)

斑鳩町：毎週木曜日(0745-74-1001)

発行：奈良県 平群町
発行年月：令和7年3月
編集：平群町保健福祉センター
プリズムめぐり（健康保険課）
〒636-0914
奈良県生駒郡平群町西宮 2-1-6
Tel. 0745-45-8600
Fax. 0745-45-8611